

(欄外注記1)

「収受亥学第一一四六号」「判決四月十六日」「施行四月十六日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記1)

起 昭和十年三月廿八日

学務課主任 (堀口印)(宮崎印)

知事

学務部長 (中島印)

学務課長 (池田印)

(丸山印)(森田印)

年 月 日

知事

(割印) 文部省普通学務局長宛

目白中学校名称及位置変更ノ件回答

三月十九日付東普一二五号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件別紙ノ

通有之候

(欄外注記2)  
東普一二五号

昭和十年三月十九日

文部省普通学務局長 下村寿一印

東京府知事 横山助成殿

目白中学校名称及位置変更ノ件

三月十三日亥学第一一四六号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件ニ関シ左

記事項御回報相成度

記

一、校舍建築費予算及貸貸人四名ノ建築費負担關係

二、校舍建築請負契約書ノ写

52 目白中学校位置並びに校名変更に関する申請

(昭和十年二月)

(欄外注記1)

起 昭和十年四月十五日

学務課主任 (堀口印)(宮崎印)

知事

学務部長 学務課長 (池田印)

(丸山印)(森田印)

伺

位置並名称変更ノ件

目白中学校

(欄外注記2)

右ハ第四式經由印ヲ捺シ申請人ニ送付相成可然哉

東普一二五号

私立目白中学校設立者

柏原文太郎

昭和十年二月二十二日申請位置並名称変更ノ件認可ス

昭和十年四月十一日

文部大臣 松田源治

三、校地ニ充ツル土地ノ貸借契約書写

四、校舍ハ生徒定員九百人ニ相当スル設備ヲ要ス増築計画ノ詳細

細

五、現在ノ学年別生徒数及学級数並昭和十年度ニ於ケル予定

六、現在ノ教員組織状況

七、授業料ヲ月額六円ニ増額シタル認可ノ年月日

八、昭和十年度教員給料予算額算出ノ基礎

九、収入予算ニ計上セル理化実験費収入ノ内訳

十、支出予算ニ計上シアル利子五百円ノ元金及元金ノ使途、債権者、債務者、償還未済額、償還予定年次並其ノ財源

一、校舍建築費予算 四万五千円

内 訳

第一期計画(六学級、三百名迄ヲ收容シ得)完成期日昭和十年六月末日、但シ講堂及武道場ハ四月十日迄ニ完成ノ予定ニツキ之ヲ全部ノ完成迄仮教室トシテ使用ス

教 室 六

特別教室 三

理化博物器具標本室 一

講堂兼雨天体操場 一

職員室 一

事務室 一

応接室 一

校長室 一

衛生救護室 一

武道場 一

銃器室及物置 一

小使室 一

便所 二

右建坪合計五百二十六坪 此ノ建築費三万五千円

第二期計画(昭和十一年一月起工同三月末日竣工予定)

右建坪計百坪 此ノ建築費七千円

予備金 三千円

貸貸人四名ノ建築負担関係

壹万円(寄附)

貳万參千円

四千元

四千元

四千元

岡本隆治

山崎芳次郎

増田 穆

内田 秀五郎

中島 喜代一

副 工事請負契約書

一、工 事 名 杉並中学校講堂

一、請 負 金 額 一、金八千七拾九円七拾九銭

一、契 約 保 証 金 一、金八百拾円

収 入 印

紙 貼 用

杉並中学校維持委員会ハ右工事ヲ前記金額ヲ以テ中村喜六ニ請負

二一五

中央大学史資料集 第2集 正誤表をご確認ください

ハシムルニ付杉並中学校維持員会代表者内田秀五郎ヲ甲トシ請負人ヲ乙トシ契約スル条項左ノ如シ

第一条 乙ハ本工事ヲ参月拾日ノ日ヨリ四月貳拾日迄ニ竣功スルモノトス

前項ノ期間ハ天災事変其他甲ニ於テ正当ノ事由アリト認めタルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第二条 乙ハ自ラ工事実施ニ係ル一切ノ事項ヲ担任シ之ヲ第三者ニ委任スルコトヲ得ス

第三条 乙ハ常ニ現場ニ出頭シ甲ノ指定セル係員指揮監督ノ下ニ別紙仕様書、図面及内訳書等ニ基キ工事ヲ施行スルモノトス

但シ乙事故アルトキハ現場監視ニ付テハ甲ノ承認セル代理人ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得、若シ甲ニ於テ其代理人不適當ト認ムルトキハ乙ハ遅滞ナク之ヲ交替セシムルモノトス

乙ハ本工事ニ関シ前項ノ仕様書及内訳書ニ記載ナキ事項ト雖モ工事ノ性質上当然必要ナルモノハ係員ノ指揮ニ従ヒ乙ノ費用ヲ以テ施行スルモノトス

第四条 乙ノ負担ニ属スル材料ハ其ノ使用前係員ノ検査ヲ受ケ合格シタルモノニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、其ノ不合格品ハ遅滞ナク現場ヨリ持去ルモノトス

第五条 乙ハ工事竣功シタルトキハ直ニ甲ニ届出テ其ノ検査ヲ受クルモノトス

前項ノ検査ニ合格シタルトキハ之カ受渡シ完了シタルモノトス

但シ工事ノ瑕疵ニ付テハ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得サルモノトス

第一項検査ノ結果改築又ハ手直シヲ必要ナリト認めタルトキハ一回限り相当期間ヲ指定シ第一条竣功期限ヲ延長スルコトアルヘシ甲ハ支障ナキ限り第一項ノ届出アリタル日ヨリ七日以内ニ検査ニ着手スルモノトス

第六条 工事ノ目的物ニ対スル所有権ハ完成前ト雖モ工事施行ニ従ヒ遂次乙ヨリ甲ニ帰属スルモノトス但シ目的物ニ関スル総テノ損害ハ原因ノ如何ヲ問ハス前条第二項ノ受渡完了前ニ於テハ乙ノ負担トス

持込工用材料ニ関シテハ前項但書ヲ適用スルモノトス  
甲ノ交付材料ハ乙ニ於テ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ管理スルコトヲ要シ其ノ亡失毀損ニ対シテハ天災事変其他ノ不可抗力ニ因ル場合ノ外其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第七条 乙カ瑕疵修補ノ請求ニ応セサルトキ其他本契約ヨリ生スル義務ヲ履行セサルトキハ甲ハ乙ノ負担ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス、但シ之カ為乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ甲ハ賠償ノ責ニ任セサルモノトス

第八条 請負金額又ハ保証金ハ工事受渡後乙ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ十日以内(休日ヲ除ク)ニ之ヲ支払ヒ又ハ還付スルモノトス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニアラス

第九条 乙ハ第一条ノ期限内ニ工事ヲ竣功セサルトキハ延滞一日毎ニ請負金額ノ千分ノ二ニ相当スル金額ヲ違約金トシテ甲ニ納付スルモノトス、但シ箇々ニ分割シ得ヘキ性質ノ工事ニ

於テハ各別ニ之ヲ計算スルモノトス

第十条 甲ハ工事ノ変更増減又ハ中止ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ請負金額ハ内訳書ノ単価ニ依リ若シ之ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認ムルトキハ甲ノ相当ト認ムル方法ニ依リ之ヲ増減スルモノトス

第十一条 保証金ハ請負金額ノ変更ニ依リテ之ヲ増減シ又ハ工事進捗ノ程度ニ依リ其ノ半額以内ヲ還付スルコトアルヘシ、但シ請負金額変更ノ場合ニ於テ既納保証金カ未払請負金額ノ十分ノ一以上ナルトキハ更ニ納入ヲ要セサルモノトス

第十二条 甲ニ於テ必要アルトキハ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトヲ得、乙ハ第十条ノ中止期間カ引続キ四月以上ニ及フトキハ全部又ハ一部ノ契約解除ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

前二項ノ場合ニ於テ甲ハ履行部分及甲ニ於テ必要ト認ムル持込工事用材料ニ対シ甲ノ相当ト認ムル金額ヲ交付シ之カ引渡ヲ受クルモノトス、其他ノ材料、機械、工具等ハ乙ニ於テ遅滞ナク引取ルヘシ

第十三条 乙カ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス

一、期限内ニ契約ヲ履行セサルトキ又ハ甲ニ於テ履行ノ見込ナシト認メタルトキ

二、契約履行ノ着手ヲ遷延シタルトキ

三、契約解除ヲ申出テタルトキ

四、東京市杉並区会計規程第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ該

当スルトキ

五、前各号ノ外乙又ハ其ノ代理人カ本契約事項ニ違反シタルトキ

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ保証金ハ甲ノ所得トス保証金ノ納付ナク又ハ其ノ金額、契約金額ノ百分ノ十二充タサルトキハ乙ハ相当額又ハ不足額ヲ納付スヘシ、但シ杉並区会計規程第十二条ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ甲ハ事情ニ依リ本項ノ規定ヲ適用セサルコトアルヘシ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ履行部分及持込工事用材料ニ対シテハ甲ハ相当ト認ムル金額ヲ交付シ之カ引渡ヲ受クルコトアルヘク、其他ノモノハ乙ニ於テ遅滞ナク其ノ引取ヲ為スヘシ、乙又ハ其ノ代理人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ履行不能トナリタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ本条ノ契約解除ハ第九条ニ依リ延滞金ノ徴収ヲ妨ケサルモノトス

第十四条 甲カ乙ヨリ取得スヘキ金銭アルトキハ直ニ代金又ハ保証金ト相殺シ尚不足アルトキハ之ヲ追徴スルモノトス

第十五条 本契約ヨリ生スル権利義務ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

第十六条 乙ハ本契約事項ノ外東京市杉並区会計規程並同施行細則ヲ遵守スルモノトス

右契約ノ証トシテ本証書二通ヲ作製シ甲乙各一通ヲ保管ス

昭和十年参月拾日

杉並中学校維持会

代表者 内田秀五郎

住所 東京市芝区芝浦町式丁目壹番地

請負人 中村喜六郎

(表紙)  
「杉並中学校講堂新築工事内訳書」

杉並中学校講堂新築工事内訳書

一、金八千七拾九円七拾九銭也

内訳

名称	品名	長さ	寸法	数量	単価	小計	摘要
仮設費	下小屋足場仮設			一式		100000	
水盛遣形				一式		10000	
根切	埋戻共			二十三立坪	2500	57500	
割栗石	目潰砂利張込ミ			三、五立坪	5000	17500	
	搦手間共					13500	
無筋コンクリート	一、三、六材共			三、五	7000	24500	
鉄筋コンクリート	一、二、四鉄筋材共			三、五	110000	390000	
土台	桧			十八本	3100	55800	礎土台共
柱	杉			五十本	3000	150000	
				九本	2100	18900	
間柱				六十九本	740	51460	
				六十六本	300	19800	
同				十二本	620	7440	
同				十六本	630	10080	

同	銅	木	同	雲筋違	第四方杖	第三方杖	第二方杖	第一方杖	真束	合掌	陸梁	ガラリ受木及桁	軒桁	敷桁	ランマ束	同	胴繫	同	同	窓楣	同	同	同	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四寸	五寸	十二尺	十三尺	五二尺	六三寸	六三寸	二五尺	七尺	六三寸	六二寸	五二尺	十二尺	十二尺	十二尺	五三寸	十二尺	五四尺	十尺	九尺	九尺	十二尺	九尺	十尺	十尺
四〇〇	五〇〇	敷居木	二五〇	六〇五	六三〇	〃	六〇〇	〃	〃	八〇〇	七〇〇	三三〇	四〇〇	〃	〃	〃	四四五	四五五	六四五	〃	〃	〃	二四五	二四五
十四ヶ	九ヶ	二十八本	十六本	十六本	十六本	十六本	十六本	十六本	八本	十六本	十六本	二十四本	十四本	二十一本	七本	五本	四本	七本	七本	二十八本	五本	十四本	十一本	十一本
100	140	550	1500	500	600	800	2100	2100	7000	15000	13000	13000	16000	20000	5000	20000	8000	17000	29000	16000	10000	6000	6000	6000
11000	13000	15000	12000	8000	12600	13600	33600	33600	52000	240000	212000	311000	318000	430000	35000	100000	31000	114000	103000	246800	50000	133000	96000	96000



軒天	破風	鼻隠	定規柱	下見板	雨押	附土台	上	長押下ベニヤ板	床四分一	腰羽目	笠木	巾木	小額縁	ガラリー内外額縁	〃	〃	〃	裏側窓内部額縁	〃	〃
井	米松	〃	〃	杉	桧	〃	タモ	〃	〃	杉	松米	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	三十一尺一尺一	八〇	十六尺一五〇	十二尺五分	十二尺二寸五分	十二尺四寸五分	厚一分	厚二分	十二尺	板割	巾七寸	七尺	七尺	十二尺	五七尺	五七尺	五七尺	九尺	十三尺	七尺
	四枚	延間二五	八本	八十坪	十四丁	十四本	十六坪	三十七坪	十四本	五	延間二五	八本	十六本	六本	二本	十二本	十四本	七本	四本	四本
延間四五	八〇〇〇	一五〇〇	三〇〇〇	二七五〇	三〇〇〇	八〇〇	二七〇〇	三〇〇〇	一三〇〇	四〇〇〇	七〇〇	三六〇	七五〇	一三〇〇	八〇〇	三八〇	三八〇	六〇〇	一三〇〇	七五〇
〃	三三〇〇〇	三七五〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	四九〇〇	一一〇〇〇	三三〇〇〇	一一〇〇〇	二六〇〇	一〇〇〇〇	一九二五〇	三二四〇	一三〇〇〇	八〇〇〇	二六〇〇〇	三三六〇	三九二〇	五六〇〇	五三六〇	三〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	共押縁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

計	手伝人夫	鳶手間	大工手間	補足材	雑費	諸金物	ペンキ塗	出入口上ランマ	嵌殺化粧窓	窓	窓同上	〃ランマ付キ	出入口建具	左官工事	同堅樋	同軒樋	其他	亜鉛鉄板雨押	棟ガラリー	ガラリー	底
	五十人	六十人	二百八十人	一式	一式	一式	三回防腐劑塗ヲ含ム	三九尺	二六尺	六尺	六尺	六尺	高七尺	〃	〃	二十八番	三十番	亜鉛鍍平板二十番瓦棒卷棟共	延間二一	六尺	野地鉄板葺樋一式
	一三〇〇	一五〇〇	一六〇〇	〃	〃	〃	七ヶ所	四ヶ所	二ヶ所	二ヶ所	七ヶ所	二ヶ所	七ヶ所	一式	八ヶ所	二五間	一式	一二五坪	延間二一	四ヶ	〃
	八〇七九七〇	六五〇〇〇	四八八〇〇〇	一〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇	三三〇〇〇	九〇〇〇	七五〇〇	三三〇〇	七〇〇〇	三三〇〇〇	二五〇〇〇	四八〇〇〇	八〇〇〇〇	四〇〇〇〇	一五〇〇〇	四〇〇〇〇	四二五〇	二五〇〇〇	七五〇〇〇	三三〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三二五〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四二五〇〇〇

(写) 土地賃貸仮契約証

一、土地所在地 東京市杉並区中通町百六拾四番地

同百五拾六番地及同百五拾七番地ノ内

一、借地坪数 貳千坪

一、借地料 壹ヶ月壹坪ニ付金七銭ノ割(但シニ銭ハ寄附)

一、支払期日 毎月二十八日仕払ノ事

一、契約期間 滿五ヶ年トス(昭和十年参月壹日ヨリ)

但シ杉並中学校移転認可後直ニ公正ニヨリ締結スル事

一、使用目的 私立杉並中学校用建物建設

右条件ヲ以テ仮契約ヲ締結ス

昭和十年二月二十二日

東京市板橋区江古田町二千七十五番地

借地人 増田 穆

東京市杉並区井荻二丁目十八番地

連帯保証人 内田秀五郎

田中機法殿

四、從來ノ定員九百名ヲ五百名ニ変更ノ〔<sup>(抹消)</sup>件目下申請中〕件申

請ノ見込ニ付御了知相成候

五、昭和九年度現在ノ学年別生徒数及学級数

学 年	学 級 数	生 徒 数
第五学年	一	二九
第四学年	一	一七

六、現在ノ教員組織

教員免許 学 科 目	担任学 科 目	専、別 任ノ	職 名	氏 名
英語	英語、公民	専	校長事務取扱	岡本隆治
国語	修身、国語、歴史、 漢文	専	教 師	秋山正平
物理	物理、数学、理科	専	教務主任	岩本春市
英語	英語	専	教師生徒監	牛山茂樹
英語	英語	専	教師生徒監	林 十一
英語	英語	専	教師生徒監	柴田 信
英語	英語	専	教師生徒監	白井幸之丞
数学	数学	兼	教師生徒監	中井満寿穂
数学	数学	兼	教師生徒監	八井敏夫
化学	化学	兼	教師生徒監	清水七太郎
図書、作業、音楽	図書、作業、音楽	兼	教師生徒監	大塚久
歴史	歴史	兼	教師生徒監	井上 勇
博物	博物	兼	教師生徒監	井上 勇

第三学年	一	一二
第二学年	一	七
第一学年	一	一
計	四	六五

昭和十年度ニ於ケル予定	学 年	学 級 数	生 徒 数
第五学年	一	一八	
第四学年	一	三五	
第三学年	一	二七	
第二学年	一	二〇	
第一学年	二	一〇〇	
計	六	二〇〇	





一〇、支出予算ニ計上セル利子五百円ノ元金総額七千貳百六拾  
円

内 訳

金 額	債 権 者	債 務 者
三、六六〇円	一柳瀧一郎	柏原文太郎
二、六〇〇円	蒲生裕之助	同
一、〇〇〇円	岡本隆治	同

右元金ハ目白中学校ノ経営費ニ充当シタルモノナルモ右債権者  
ハ何レモ目白中学校ノ現旧職員等直接間接ニ関係アル者ニシテ  
学校ノ現状ニ理解ヲ有シ、差当リ償還ヲ迫リ居ラザルモ債務者  
所有ノ財産ヲ可及的急速ニ整理シ償還スルモノトス

一一、予算書中変更ノ件

昭和九、十兩年度予算書ニ於ケル収入經常部雑収入摘要欄中  
摘要

第二項トシテ左ノ字句ヲ附記致度候

「十年度ヨリ理科実験費ハ之ヲ徴収セズ」

(欄外注記1)

「収受亥学第一一四六号」「判決四月一日」「施行四月一日」

(欄外注記2)

「東京府宿直・昭和十年三月十九日」

(欄外注記1)

起案昭和十年三月八日

知事

学務部長 (中島印)

学務課長 (池田印)

(森田印)

学務課主任 (堀口印)(宮崎印)

視学官 (武階印) (丸山印)

年月日  
文部大臣宛

知事

名称並位置変更ノ件

管内目白中学校設立者ヨリ標記ノ件願出有之候条可然御詮議相  
成候様致度別紙及進達候也

備考

現位置 板橋区練馬高松町三、二六三番地

変更セントスル位置 杉並区中通町一六四番地

変更セントスル名称 杉並中学校

移転ノ時 昭和十年四月十日ノ予定

校 地

坪 数 二、〇〇〇坪 屋外運動場 一、一三九坪

校地ノ所有者 觀泉寺

校 舎

構造 (木造瓦葺二階建)

延建坪 八六一坪 内二階三〇七坪五合

一階

普通教室 (二〇坪) 四

特別教室 二 (階段教室) 二 (実験室(二十四坪))

準備室 二

講 堂 (九二坪) 一

銃器室 一

校長室 一 事務室 一 職員室

二階

普通教室(二〇坪) 八

標本室(二〇坪) 一

博物室(二五坪) 一

計 普通教室 一二  
特別教室 四

校舎ノ所有者 内田 秀五郎

山崎 芳次郎

増田 穆

岡本 隆治

生徒定員 九〇〇人

現在生徒数 一一七人 学級 五

昨年度第一学年入学志願者数 一二人

現位置ハ人口稀薄ナルニ加ヘ交通ノ利便ヲ欠クヲ以テ生徒ノ収

容力寡少ニシテ経営ハ日ニ困難トナレリ然ルニ

新位置タル杉並区ハ人口十九万余ヲ算シ尚年々一万数千人ヲ増

加スルノ趨勢ニ在リ且住民ノ大半ハ知識階級ニシテ此ノ

種施設ヲ要望スルモノ多シ

校名変更認可願

(欄外注記2) 今般目白中学校ヲ東京市板橋区練馬高松町参千式百六拾参番地  
ヨリ東京市杉並区中通町百六拾四番地同百六拾六番地今川町参  
拾番地ヘ位置変更致候上ハ校名ヲ左記ノ如ク変更致度候間御  
認可相成度此段奉願候也

記

杉並中学校

昭和十年二月廿二日

東京市小石川区表町百九番地

目白中学校設立者

柏原文太郎(印)

文部大臣 松田源治殿

位置変更認可願

目白中学校

(欄外注記3) 今般土地返還ノ必要有之東京市板橋区練馬高松町参千式百六拾  
参番地ヨリ東京市杉並区中通町百六拾四番地同百五拾六番地同  
百五十七番地ヘ位置変更致度候間御認可相成度別紙関係書類相  
添ヘ此段奉願候也

昭和十年二月二十二日

東京市小石川区表町百九番地

目白中学校設立者

柏原文太郎(印)

文部大臣 松田源治殿

一、賃貸借契約書写

別紙ノ通

二、飲料水

東京市設水道ヨリ給水

三、校地校舎ノ関係図

別紙ノ通

四、校舎ノ起工及竣工予定期日

直チニ起工シ五月末日迄ニ竣工ノ予定

五、校舎竣工期日ハ第一期開始後ナルヲ以テ竣工迄ハ第一学年第二学年ハ講堂及道場ヲ、第三学年以上ハ旧校舎ヲ使用スル予定ナリ

六、変更理由書

別紙ノ通

七、校地面積

別紙ノ通

八、地質

別紙ノ通

九、土地登記謄本

別紙ノ通

一〇、土地使用承認書

一一、昭和九、一〇兩年度収支予算書

### 建物賃貸借契約書 (写)

東京市杉並区井荻二丁目拾八番地

賃貸人代表者

賃貸人 内田 秀五郎

東京市杉並区井荻三丁目四拾壹番地

賃貸人 山崎 芳次郎

東京市板橋区江古田町貳千七拾五番地

賃貸人 増田 穆

東京市小石川区林町五拾七番地

賃貸人 岡本 隆治

東京市小石川区表町百九番地

賃貸人 柏原 文太郎

右当事者間ニ於テ建物賃貸ノ為メ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 賃貸人内田秀五郎、山崎芳次郎、増田穆、岡本隆治ハ

其ノ共同所有ニ係ル左ニ掲クル建物ヲ賃借人柏原文太郎ニ賃貸シ其ノ使用及収益ヲ為サシムルコトヲ約シ賃借人柏原文太郎ハ之ヲ賃借シ借賃ヲ支払フコトヲ約セリ

東京市杉並区中通町百六拾四番地ニ建築スヘキ左記建物

一、木造瓦葺二階建 参棟

此坪数八百六拾壹坪 内二階参百七坪五合

第二条 賃貸人ハ建物ニ賦課セラル、租税其ノ他ノ公課及火災

保険料ヲ負担ス

第三条 賃貸人ハ賃貸物ノ大小修繕ヲ負担ス

第四条 借賃ハ一ヶ月金百五拾円トシ毎月末日其ノ月分ヲ賃貸

人内田秀五郎ノ住所ニ於テ支払フヘシ

第五条 賃借人ハ賃借物ヲ学校ニ使用スル外他ノ用途ニ使用ス

ルコトヲ得ス

賃借人カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ賃貸人ハ直ニ賃貸物

ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得

第六条 賃借人ハ賃貸人ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ建物又ハ造作

ノ模様替ヲ為スコトヲ得ス

第七条 賃借人ハ其ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ賃貸物ヲ毀滅シ

タルトキハ其ノ賠償ノ責ニ任ス

第八条 各当事者ハ何時ニテモ此賃貸借解約ノ申入ヲ為スコト

ヲ得此ノ場合ニ於テハ賃借人ハ解約申入後二ヶ月以内ニ賃借

物ヲ明渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ賃貸借ハ明渡ノ日マテ日割ヲ以テ計算ス

第九条 賃借人カ借賃ノ支払ヲ三ヶ月以上怠ルトキハ賃貸人ハ

直ニ賃貸物ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得

第十条 賃貸人賃借物明渡ノ時ニ於テ第七条ノ賠償ヲ為シタル

モノ、外之ヲ原状ニ復スヘシ

右契約ヲ証スル為メ此証書ヲ作り各署名捺印シ各其ノ一本ヲ保存ス

昭和十年二月五日

右

内田 秀五郎(印)  
山崎 芳次郎(印)  
増田 穆(印)  
岡本 隆治(印)  
柏原文太郎(印)

財産(不動産)調書

(稅務課調) 昭和九年度基準(印)  
杉並区井荻二丁目十八番地  
内田 秀五郎分

財産種別	数量	納税額		
		本税	附加税	合計
宅地	一、一〇二坪五五	地租 四八七	一九四八	三四三五
畑、雑地	四反八畝一一歩	地租 一四八	五〇一〇	五七四八
田	五畝二六歩	家屋税 七三八	六九五八	九一八三
家屋	一〇三坪五七九	家屋税 七三八	六九五八	九一八三
合計		二二二五	六九五八	九一八三

外ニ所得稅 本稅二一円七〇 附加稅九円七三 合計三一円四三

右家督相続人 内田道治分

二二六

財産種別	数量	納税額		
		本税	附加税	合計
宅地	一、一三五坪八五	地租 二六八	三七六一	六四四八〇
畑、雑地	九反二畝一四	地租 〇畝二六	一一二七七	一二九三八
田	〇畝二六	家屋税 一六六一	四八八八八	七七四一八
家屋	一九〇坪五九	家屋税 一六六一	四八八八八	七七四一八
合計		二八五三〇	四八八八八	七七四一八

外ニ所得稅 本稅二八六円一〇 附加稅二二八円六九

合計四一四円七九

以上二口合計

財産種別	数量	納税額		
		本税	附加税	合計
宅地	一、二、三三八坪四〇	地租 二八三	三九五五九	六七九一五
畑、雑地	一四反〇畝二五歩	地租 六畝二二	一六二八七	一八六八六
田	六畝二二	家屋税 二九九	五五八四六	八六六〇一
家屋	二九四坪一六九	家屋税 二九九	五五八四六	八六六〇一
合計		三〇七五五	五五八四六	八六六〇一

外ニ所得稅 本稅三〇七円八〇 附加稅一三八円四二

合計四四六円二二

〔校地校舍ノ關係図〕省略

位置変更理由書

現目白中学校所在地ハ武蔵野鉄道沿線中村橋駅ヲ離ルコト北方約十五丁ノ地域ニシテ環境ハ必ズシモ教育地トシテ不適当ニハアラザルモ交通上頗ル不便ナルト、前記沿線一帯ハ移転後十年ノ歲月ヲ経過スルモ其ノ發展ハ他ノ交通機関沿線ノ比ニ非ズ、從而人口密度小ニシテ就学生徒僅少ナルヲ以テ生徒ノ募集上頗ル困難ナル状況ニ在リ

即チ此地ニ於テ普通五年制私立中学校ノ経営ハ如何ナル大資本ヲ以テスルモ好ク其ノ実ヲ挙グルコト能ハズ

然ルニ今次ノ移転先候補地ニ於テハ前述ノ不便ナキノミナラズ杉並区ハ近時著シク發展シ一ケ年ニ尅万七千人増加シ而モ現人口十九万余人ノ七割ハ知識階級ニシテ之等ノ子弟ノ大部分ハ中等学校志望者ナルモ区内ニハ有力ナル中等学校ナキ為メ一般区民ヨリ優良中学校ノ設立ヲ熱望セラレ居ル状勢ノトコロ偶々当校ノ移転ヲ謀ルヤ杉並区内有力者が統々ト応援ヲ申出ララル状況ナルヲ以テ校地ヲ別紙記載ノ地ニ選定シ新ニ校舍建設ト共ニ内容ノ改善設備ノ充実ニ意ヲ用ヒ以テ教育報國ノ実ヲ挙ゲンコトヲ期ス

校地面積

一、総面積 貳千坪

内 訳

- 校舍建坪 八百六拾壹坪
- 屋外運動場 千百參拾九坪

但シ屋外運動場ハ生徒増加ニツレ隣接地借入使用ノ予定

地 質

一、目白中学校々地ハ別紙図面ノ如ク今川家領ノ地ニシテ「菩提寺」觀泉寺境内ニ隣接シ歴史上由緒アル著名地ナリ

- 一、高燥
- 一、地下二尺乃至三尺ニシテ赤土ニ達ス
- 一、地質極メテ堅固ナリ

土地台帳謄本

郡市	町村	大字	字	地番	地目	地積	賃賃価格	由事
東京市杉並区	中通町	一五六	畑	一、八〇七	反畝歩	二五六〇	円	觀泉寺
〃	〃	一五七	〃	一、二二六	〃	一八〇六	〃	〃
〃	〃	一六四	〃	四、一一八	〃	五八四二	〃	〃

昭和拾年貳月貳拾日 淀橋稅務署印

土地使用承認書

東京市杉並区中通町百六拾四番地同百五拾六番地及同百五拾七番地ノ内貳千坪私立目白中学校敷地トシテ使用方承認候也

昭和十年二月二十二日

東京市杉並区今川町卅六番地

觀泉寺

住職 田中機法(印)

右同意仕リ候也

東京市杉並区今川町二十五番地

檀家総代 清水 忠七(印)

東京市杉並区中通町貳百貳拾番地

同 保坂 歙次郎(印)

東京市杉並区新町百四拾壹番地

同 西山 喜三郎(印)

昭和九、十兩年度収支予算書

収入経常部

科目	予算		比較	摘要
	十年度	九年度		
授業料	1,310,000 円	1,310,000 円	78,780 円	授業料一ヶ月六円二百人分
検定料	300,000	400,000	26,000	検定料一人二付二百五十人分
入学金	300,000	400,000	30,000	入学金一人二円百七十人分
補助金		380,000		理化実験費、窓硝子破損弁償代、手数料其他
雑収入	400,000	380,000	20,000	
計	2,310,000	2,870,000	560,000	

収入臨時部

科目	予算		比較		摘要
	十年度	九年度	増	減	
借入金		200,000 円		100,000 円	
合計	1,310,000	2,670,000	380,000		

支出経常部

科目	予算		比較		摘要
	十年度	九年度	増	減	
給料	9,000 円	5,800 円	3,200 円		校長一ヶ月分手当
校長給料	10,000	8,000	2,000		校長一ヶ月分手当
教員給料	82,000	54,800	27,200		学級増加ニ連レ専任給及時間給小額引上
事務員給料	48,000	36,000	12,000		事務員一人一ヶ月四十円一ヶ月分
雑給	6,100	12,200	4,100		
教職員臨時手当					
諸備費	50,000	12,100	37,900		小使一人分老ヶ月三十円一ヶ月分給任一人分老ヶ月十五円一ヶ月分
校医手当	200		200		校医二人分老ヶ月手当
旅費	500		500		校長教員校用車代
校費	(1,000,000)	80,000	(720,000)		
備品費	100,000	50,000	50,000		バケツ、如露、土瓶、茶碗、其他備品購入費
消耗品費	200,000	180,000	20,000		諸用紙、薪炭、茶、筆、白墨、筆墨、其他購入費
図書及機械費	45,000	50,000	4,000		辞書、参考書、博物標本、理化藥品、機械補給費
電話料	100,000	18,000	82,000		
電燈料	100,000	65,000	35,000		
印刷費	8,000	40,000	32,000		入学案内 諸用紙印刷代
広告料	200,000	80,000	120,000		一回平均五十円、新聞広告料四回分
通信費	50,000	10,000	40,000		郵便切手、葉書等
人夫賃	200		200		臨時人夫賃

計	其 予 備 他 費	營 繕 費	保 險 料	火 災 費	衛 生 費	教 練 費	校 舎 地 賃 借 料	雜 費
三三〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇			五〇〇〇	一〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二〇〇〇〇
三三〇〇〇		一〇〇〇〇	六五〇〇		四〇〇〇	七五〇〇	九五〇〇	一七〇〇〇
六三〇〇〇	八〇〇〇			一〇〇〇		二五〇〇	一四〇〇〇	三〇〇〇

前項目以外ニ要ス  
ル費用  
賃借料一ヶ月百五  
十円一ヶ年分(但  
シ土地校舎使用料  
全部)  
教練用諸材料補給  
費、野營費手当等  
藥品其他衛生備品  
費  
本年度ハ保険料負  
担無シ

支出臨時部

科目	予算		比 較	摘 要
	十年 度	九年 度		
利 子	五〇〇〇〇 円	五〇〇〇〇 円		
合 計	一四四〇〇〇	一六六〇〇〇	二二〇〇〇 円	

(欄外注記1)

「收受亥学第一一四六号」「判決三月十二日」「施行三月十三日」

(欄外注記2)

「東京府收受・昭和十年二月二十五日」「東京府收受・昭和十年三月一日」

(欄外注記3)

「東京府收受・昭和十年二月二十五日・亥学第一一四六号」  
「東京府收受・昭和十年三月一日」

〔昭和十年学務課 私立学校冊の八十一 318 D3 10〕